

第3章 計画の基本的事項

1 基本理念

みんなで支え合い 全てのこども・若者の可能性を広げる 千葉

こども・若者は、未来を担う存在であるとともに、今を生きている存在であり、保護者や社会の支えを受けながら、自立した個人として自己を確立していく、意見表明・参画と自己選択・自己決定・自己実現の主体です。

こども・若者が、個性や多様性が尊重され尊厳を重んぜられること、自己肯定感を持つことができること、希望と意欲に応じてのびのびとチャレンジでき自分の可能性を広げることができること、自らの意見を持つための様々な支援を受けることができその意見を表明し社会に参画できること、不安や悩みを抱えたりしても周囲のおとなや社会、仲間にサポートされ乗り越えたりすることができること、虐待、いじめ、災害や事故などから守られ、差別されたり、孤立したり、貧困に陥ったりすることなく、安全に安心して暮らすことができること、働くこと・誰かと家族になること・親になることなどに夢や希望を持つことができること、自分の大切さとともに他の人の大切さを認め、相互に人格と個性を尊重しながら、お互いを支え合えること、こうした社会を実現していくことが重要です。

そのためには、子育て当事者だけでなく、企業や地域社会、子育てを終えられた方々や子育てされていない方々も含めて、皆が参加し、こども・若者を支えていくとともに、こども・若者同士が交流し、お互いを支え合えることが大切です。

そこで、県では、「みんなで支え合い 全てのこども・若者の可能性を広げる 千葉」を基本理念として掲げ、全てのこども・若者が、おとなや社会の支えを受けながら、仲間と支え合い、個人として尊重される権利の主体として、その可能性を広げていく社会づくりを進めていきます。

**こども
まんなか**
【こどもまんなかマーク】

2 基本的方針

基本理念の実現に向け、4つの基本的方針により取り組みます。

(1) こども・若者の権利を尊重し、最善の利益を図る

こども・若者を、多様な人格を持った個として尊重し、その権利を保障し、こども・若者一人ひとりの幸せを第一に考え、今とこれからにとっての最善の利益を図る。

(2) こども・若者の社会参画を促進し、成長を支援する

こども・若者の主体的な社会参画に向け、意見形成への支援を進め、意見を表明しやすい環境づくりを行う。

さらに、自分の可能性を認識し、様々な分野で才能を生かしながら未来を切り開こうとするこども・若者を応援する。

(3) こども・若者及び子育て当事者を切れ目なく包括的に地域・社会で支える

全てのこども・若者が愛情に包まれて健やかに成長できるよう貧困や格差等の解消を図り、全てのこども・若者が自分らしく社会生活を送ることができるようになるまで地域・社会全体で切れ目なく包括的に支える。

(4) 若い世代の生活基盤の安定とともに、結婚、子育てに関する希望の形成と実現を図る

若い世代が将来を見通して安心して仕事におけるキャリアとライフイベントの双方にチャレンジできるよう支援する。

多様な価値観・考え方を尊重することを前提とし、若い世代が、自らの主体的な選択により、結婚し、こどもを生み、育てたいと望んだ場合に、それぞれの希望に応じて社会全体で支えていく。

(1) こども・若者の権利を尊重し、最善の利益を図る

全てのこどもはおとなと同様一人の人間としての人権を有するものであり、平成6年に日本が批准した「児童の権利に関する条約」では、こどもの生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利の4つの権利を守るよう定めています。

令和5年に施行されたこども基本法の基本理念においても、「全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けないようにすること」も明記されました。

こどもを、保護者や社会の支えを受ける保護の客体としてのみ捉えるのではなく、心身の発達の過程にあっても、生まれながらに自立した個人として自己を確立していく、権利の主体として尊重することが必要です。

こどもを一人の人間として尊重し、こどもにとって何が一番よいか、こどもの幸せを第一に考え、こども一人ひとりにとっての利益が最大限に尊重されるよう配慮し、こどもや若者に関わる全ての施策において、こども・若者の視点や権利を主流化し、権利を基盤とした施策を推進することが重要です。

(2) こども・若者の社会参画を促進し、成長を支援する

こども・若者が、自らのことについて意見を形成し、その意見を表明することや、社会に参画することが、社会への影響力を発揮することにつながります。

そのため、こども・若者の主体的な社会参画に向け、意見形成への支援を進め、意見を表明しやすい環境づくりを行います。

そして、こども・若者の最善の利益を実現する観点から、こども・若者の意見を年齢や発達の程度に応じて尊重し、これにより、こども施策の質を向上させるとともに、更なる意見の表明・参画につながる好循環をつくり、こども・若者の自己実現を後押しします。

さらに、自分の可能性を認識し、未来を切り開こうとするこども・若者が、能力を磨き、様々な分野で才能を活かしながら大きくはばたくことができるよう、失敗を恐れず果敢に挑戦するこども・若者を応援します。

(3) こども・若者及び子育て当事者を切れ目なく包括的に地域・社会で支える

こども・若者が自分らしく社会生活を送ることができるようになるまでの成長の過程は、その置かれた環境にも大きく依存し、こども・若者によって様々であり、かつ、乳幼児期からの連続性を持つものです。

また、円滑な社会生活を送ることができるようになる時期も個人差があります。

そこで、必要な支援が特定の年齢で途切れることなく行われ、乳幼児期から学童期・思春期・青年期を経て成人期への移行期にある若者が自分らしく社会生活を送ることができるようになるまでの一連の過程において、様々な分野の関係機関・団体が有機的に連携し、社会全体で切れ目なく支えていきます。

「子育て」は、こどもの誕生前から始まり、乳幼児期、学童期、思春期、青年期を経て、おとなになるまで続くものとの認識の下、ゆとりを持ってこどもとともに過ごせるよう、子育て当事者もライフステージを通して、社会全体で支えていきます。

(4) 若い世代の生活基盤の安定とともに、結婚、子育てに関する希望の形成と実現を図る

若い世代の雇用と所得環境の安定を図り、経済的基盤を確保することで、若い世代の将来にわたる生活の基盤を確保します。

そして、結婚、妊娠・出産、子育ては個人の自由な意思決定に基づくものですが、若い世代が、自らの主体的な選択により、結婚し、こどもを生み、育てたいと望んだ場合には、その希望に応じて社会全体で若い世代を支えていき、どのような選択をしても不利にならないようにすることで、安心して仕事におけるキャリアとライフイベントの双方にチャレンジできる環境を整備します。

3 施策の柱

基本の方針に沿って、本計画で推進すべき3つの施策の柱を次のとおり定めます。

- I 全てのこども・若者を支える
- II ライフステージに応じて支える
- III 社会全体で子育てを支える

I 全てのこども・若者を支える

特定のライフステージのみでなくライフステージ全体を通して対処すべき課題があるとの認識の下、こども・若者を切れ目なく支えていきます。

- こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有
- 自分らしく生き抜く力の育成
- こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供
- こどもの貧困対策
- 障害のあるこどもや若者への支援
- 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援
- こども・若者の安全・安心の確保

II ライフステージに応じて支える

それぞれのライフステージに特有の課題については、こども・若者の視点に立って分かりやすく示すため、ライフステージ別に提示します。

- こどもの誕生前から幼児期まで
- 学童期・思春期
- 青年期

III 社会全体で子育てを支える

子育て当事者が、経済的な不安や孤立感を抱いたり、仕事との両立に悩んだりすることなく、また、過度な使命感や負担を抱くことなく、健康で、自己肯定感とゆとりを持って、こどもに向き合えるようにします。

4 計画の施策体系

基本理念

みんなで支え合い 全ての子ども・若者の可能性を広げる 千葉

基本的方針

- **子ども・若者の権利を尊重し、最善の利益を図る**
子ども・若者を、多様な人格を持った個として尊重し、その権利を保障し、子ども・若者一人ひとりの幸せを第一に考え、今とこれからにとっての最善の利益を図る。
- **子ども・若者の社会参画を促進し、成長を支援する**
子ども・若者の主体的な社会参画に向け、意見形成への支援を進め、意見を表明しやすい環境づくりを行う。
さらに、自分の可能性を認識し、様々な分野で才能を生かしながら未来を切り開こうとする子ども・若者を応援する。
- **子ども・若者及び子育て当事者を切れ目なく包括的に地域・社会で支える**
全ての子ども・若者が愛情に包まれて健やかに成長できるよう貧困や格差等の解消を図り、全ての子ども・若者が自分らしく社会生活を送ることができるようになるまで地域・社会全体で切れ目なく包括的に支える。
- **若い世代の生活基盤の安定とともに、結婚、子育てに関する希望の形成と実現を図る**
若い世代が将来を見通して安心して仕事におけるキャリアとライフイベントの双方にチャレンジできるよう支援する。
多様な価値観・考え方を尊重することを前提とし、若い世代が、自らの主体的な選択により、結婚し、子どもを生み、育てたいと望んだ場合に、それぞれの希望に応じて社会全体で支えていく。

3つの施策の柱

I 全ての子ども・若者を支える

II ライフステージに応じて支える

III 社会全体で子育てを支える

I 全てのこども・若者を支える

1 こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有

全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会「こどもまんなか社会」の実現に向け、こども・若者が権利の主体であり個人として尊重される存在であることを社会全体で共有する。また、全てのこども・若者の意見形成への支援を進め、意見を表明しやすい環境づくりを行う。

- ①こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有

2 自分らしく生き抜く力の育成

様々な遊びや体験活動、社会貢献活動などを通して、全てのこども・若者が自分らしく生き抜き健やかに成長していくための基礎的な力を育むとともに、様々な分野で未来を切り開こうとするこども・若者を応援する。

また、全てのこども・若者が安心、快適に暮らせるよう生活環境を整備する。

- ①遊びや体験活動の充実と社会を生き抜く力の育成、②創造的な未来を切り開くこども・若者の応援、③多様性を尊重する社会づくり、④「こどもまんなかまちづくり」の推進

3 こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供

全てのこども・若者が健やかな生活が送れるよう、ライフステージを通じた切れ目のない保健・医療を提供する。

- ①健康で安心な妊娠・出産に向けた環境づくり、②こどもの健康の保持増進、③慢性疾患・難病を抱えるこども・若者への支援

4 こどもの貧困対策

全てのこども・若者が夢や希望をもって成長できるよう生活の安定に資するための支援、教育の支援、経済的支援等を推進する。

- ①こどもの貧困対策

5 障害のあるこどもや若者への支援

障害の有無にかかわらず安心して共に暮らすことができる社会づくりを進める。

- ①障害のあるこどもの療育支援体制の充実

6 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援

児童虐待防止対策を推進するとともに、社会的養護を必要とするこども・若者及びヤングケアラーへの支援に取り組む。

- ①児童虐待防止対策の充実、②社会的養護を必要とするこども・若者に対する支援、③ヤングケアラーへの支援

7 こども・若者の安全・安心の確保

自殺対策を推進するとともに、ネットトラブル、犯罪被害、事故、災害等からこども・若者の安全・安心を守る環境を整備する。

- ①総合的な自殺対策の推進、②ネットパトロールなど情報化社会への対応とこども・若者を守る環境整備、③こども・若者の性犯罪・性暴力対策、④犯罪被害、事故、災害からこども・若者を守る環境整備

II ライフステージに応じて支える

1 こどもの誕生前から幼児期まで

- ①妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目ない保健・医療の確保
- ②子育て環境の整備

2 学童期・思春期

- ①こどもたちの自信を育む教育の土台づくり
- ②健やかな成長を支える環境づくり
- ③居場所づくり
- ④心身の健康等についての情報提供やこころのケアの充実
- ⑤社会的・職業的自立に向けた教育・啓発
- ⑥いじめ防止対策の推進
- ⑦不登校のこどもへの支援
- ⑧校則の見直し
- ⑨学校におけるハラスメント等の防止
- ⑩高校中退の予防、高校中退後の支援

3 青年期

- ①高等教育の充実と生涯学習社会を目指した取組の推進
- ②若者の経済的自立と就労支援
- ③結婚の希望をかなえるための支援
- ④悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実

III 社会全体で子育てを支える

- ①社会全体でこどもを育てる環境づくり
- ②共育ての推進
- ③子育てや教育に関する経済的負担の軽減
- ④ひとり親家庭等への自立支援の推進